

滋賀県放課後児童クラブ整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、滋賀県放課後児童クラブ整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、放課後児童クラブの施設整備事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、市町が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定により策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブの整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図ることを補助の目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「放課後児童クラブ」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための建物をいう。

第4条 この要綱において、「整備」とは、次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに放課後児童クラブを整備すること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」（以下「通知」という。）の第4により整備すること。
応急仮施設整備	通知の第6により整備すること。

(補助の対象)

第5条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。（ただし、国庫補助対象となった事業に限る。）

- (1) 市町が設置する第3条に定める放課後児童クラブの整備
- (2) 市町が、この補助金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人およびその他児童福祉法第34条の第8第2項に基づき事業を実施する市町が認めた法人（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する第3条に定める放課後児童クラブの整備に対して行う補助

ただし、(1)または(2)に該当する場合であっても、整備予定の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第9条第2項に規定する専用区画に関する基準（おおむね1.65平方メートル以上）を満たしていない場合には、補助の対象としないものとする（市町が定める条例における経過措置等により、当該基準を満たしているとみなされているものを除く。）。

（補助金の対象外）

第6条 この補助金は、次に掲げる費用については補助金の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収または整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- (4) その他整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

第7条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 市町が放課後児童クラブの整備を行う場合

別表1の第3欄の種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（ただし、国庫補助基本額を上限とする。以下「補助基本額」という。）に第6欄に定める県の負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

- (2) 市町が社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う場合

(1)に定める方法と同様の方法による。（ただし、その費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。）

（財政上の特別措置）

第8条 次に掲げる施設の整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、別表2に基づき、交付額を算定するものとする。（この場合の交付額の算定方法は、第7条による。）

ただし、対象となる施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過

疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合

(2) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 市町が放課後児童クラブの整備を実施する場合

ア 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

イ 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模または構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

(イ) 建物等の用途

ウ 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

エ 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械および器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定より内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはならない。

カ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

キ 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。

ケ 事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ、証拠書類を事業の完了の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適化法施行令第14条第1項第2号の規定により、別に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかなければならない。

- コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- サ 市町以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- シ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、または、公益財団法人JKAもしくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(2) 市町が社会福祉法人等に対して、この補助金を財源の一部として補助金を交付する場合、以下の条件を付さなければならない。

ア (1) のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サおよびシに掲げる条件

この場合において、「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械および器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収支および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支および支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業の完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかなければならない。

エ 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（または一支社、一支所等）であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(3) (2)により付した条件に基づき市町長が承認または指示をする場合には、あらかじめ知事の承認または指示を受けなければならない。

(4) 市町または社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部または一部の納付があった場合には、その納付額の全部または一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

第10条 市町長は、様式第1号による申請書を知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

第11条 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、前条に定める申請手続に従い行うものとする。

(交付決定)

第12条 この補助金の交付の決定は、次により行うものとする。

- (1) 県は、交付申請書または変更交付申請書が到着した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定または決定の変更を行うものとする。
- (2) 市町は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から1か月以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第13条 放課後児童クラブ整備に係る工事に着工したときは、様式第2号により工事に着工した日から10日以内、また、工事進ちょく状況については、様式第3号により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。

(実績報告)

第14条 補助金の事業実績の報告について、市町長は、様式第4号による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（第8条（1）ウまたは（3）により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）または翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

(補助金の支払)

第15条 この補助金の支払は次により行うものとする。

- (1) 精算払とする。
- (2) 補助金の交付請求は、規則第15条に定める様式により、規則第13条の通知を受理した日から10日以内に請求するものとする。
- (3) 知事は、（2）による適法な交付請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付するものとする。
- (4) （1）から（3）までの規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるときはこの限りではない。この場合、知事は別に通知するものとする。

(財産処分)

第16条 規則第19条本文に規定する財産処分についての知事の承認を受けようとするときは、様式第5号により財産処分の承認申請を行うものとする。

- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 補助事業者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合
 - (2) 適化法施行令第14条第1項第2号の規定より内閣総理大臣が別に定める期間を経過した場合

(その他)

第17条 特別の事情により、第8条、第10条、第11条および第14条に定める算定方法、
手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによる
ものとする。

付 則

この告示は、昭和48年6月7日から施行し昭和48年度分の予算より支出する補助金等から適用する。

付 則 (昭和48年告示第401号)

この告示は、昭和48年10月31日から施行し昭和48年度分の補助金等から適用する。

付 則 (昭和49年告示第 1号)

この告示は、昭和49年1月7日から施行し昭和48年度分の補助金等から適用する。

付 則 (昭和49年告示第323号)

この告示は、昭和49年7月26日から施行し昭和49年度分の補助金等から適用する。

付 則 (昭和49年告示第400号)

この告示は、昭和49年9月30日から施行し昭和49年度分の補助金等から適用する。

付 則 (昭和50年告示第 44号)

この告示は、昭和50年1月31日から施行し昭和49年度分の補助金等から適用する。

付 則 (昭和50年告示第460号)

この告示は、昭和50年11月4日から施行し昭和50年度分の補助金等から適用する。

付 則 (昭和51年告示第184号)

この告示は、昭和51年3月31日から施行し昭和50年度分の補助金等から適用する。

付 則 (昭和52年告示第134号)

この告示は、昭和52年3月31日から施行し昭和51年度分の補助金等から適用する。

付 則 (昭和52年告示第506号)

この告示は、昭和52年12月26日から施行し昭和52年度分の補助金等から適用する。

付 則 (昭和53年告示第135号)

この告示は、昭和53年3月31日から施行し昭和52年度分の補助金等から適用する。

付 則 (昭和53年告示第527号)

この告示は、昭和53年12月22日から施行し昭和53年度分の補助金等から適用する。

付 則 (昭和54年告示第135号)

この告示は、昭和54年3月23日から施行し昭和53年度分の補助金等から適用する。

付 則 (昭和54年告示第603号)

この告示は、昭和54年12月10日から施行し昭和54年度分の補助金等から適用する。

付 則（昭和 55 年告示第 76 号）

この告示は、昭和 55 年 2 月 27 日から施行し昭和 54 年度分の補助金等から適用する。

付 則（昭和 55 年告示第 157 号）

この告示は、昭和 55 年 3 月 31 日から施行し昭和 54 年度分の補助金等から適用する。

付 則（昭和 55 年告示第 329 号）

この告示は、昭和 55 年 6 月 23 日から施行しこの告示による改正後の滋賀県児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱の規定は昭和 55 年度分の補助金等から適用する。

付 則（昭和 56 年告示第 159 号）

この告示は、昭和 56 年 3 月 31 日から施行しこの告示による改正後の滋賀県児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱の規定は昭和 55 年度分の補助金等から適用する。

付 則（昭和 56 年告示第 363 号）

この告示は、昭和 56 年 7 月 10 日から施行しこの告示による改正後の滋賀県児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱の規定は昭和 56 年度分の補助金等から適用する。

付 則（昭和 57 年告示第 151 号）

この告示は、昭和 57 年 3 月 31 日から施行しこの告示による改正後の滋賀県児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱の規定は昭和 56 年度分の補助金等から適用する。

付 則（昭和 57 年告示第 855 号）

この告示は、昭和 57 年 8 月 10 日から施行しこの告示による改正後の滋賀県児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱の規定は昭和 57 年度分の補助金等から適用する。

付 則（昭和 58 年告示第 140 号）

この告示は、昭和 58 年 3 月 18 日から施行しこの告示による改正後の滋賀県児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱の規定は昭和 57 年度分の補助金等から適用する。

付 則（昭和 58 年告示第 662 号）

この告示は、昭和 58 年 12 月 5 日から施行しこの告示による改正後の滋賀県児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱の規定は昭和 58 年度分の補助金等から適用する。

付 則（昭和 59 年告示第 129 号）

この告示は、昭和 59 年 3 月 9 日から施行しこの告示による改正後の滋賀県児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱の規定は昭和 58 年度分の補助金等から適用する。

付 則（昭和 59 年告示第 647 号）

この告示は、昭和 59 年 11 月 24 日から施行しこの告示による改正後の滋賀県児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱の規定は昭和 59 年度分の補助金等から適用する。

付 則（昭和 60 年告示第 199 号）

この告示は、昭和 60 年 3 月 30 日から施行しこの告示による改正後の滋賀県児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱の規定は昭和 59 年度分の補助金等から適用する。

付 則（昭和 61 年告示第 115 号）

この告示は、昭和 61 年 3 月 14 日から施行しこの告示による改正後の滋賀県児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱の規定は昭和 60 年度分の補助金等から適用する。

付 則（昭和 62 年告示第 74 号）

この告示は、昭和 62 年 2 月 13 日から施行しこの告示による改正後の滋賀県児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱の規定は昭和 61 年度分の補助金等から適用する。

付 則（平成元年告示第 129 号）

この告示は、平成元年 3 月 27 日から施行しこの告示による改正後の滋賀県児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱の規定は昭和 63 年度分の補助金等から適用する。

付 則（平成 2 年告示第 50 号）

滋賀県児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱（昭和 48 年滋賀県告示第 232 号）は、廃止する。

付 則（平成 2 年 10 月 25 日滋児第 189 号）

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行し平成 2 年度の予算より支出する補助金等から適用する。

付 則（平成 4 年 1 月 9 日滋児第 220 号）

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行し平成 3 年度の予算より支出する補助金等から適用する。

付 則（平成 4 年 4 月 30 日滋児第 998 号・平成 5 年 1 月 13 日滋児第 32 号）

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行し平成 4 年度の予算より支出する補助金等から適用する。

付 則（平成 5 年 4 月 28 日滋児第 764 号・平成 6 年 2 月 4 日滋児第 185 号）

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行し平成 5 年度の予算より支出する補助金等から適用する。

付 則（平成 6 年 7 月 22 日滋児第 1212 号・平成 7 年 2 月 28 日滋児第 314 号）

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行し平成 6 年度の予算より支出する補助金等から適用する。

付 則（平成 7 年 5 月 2 日滋児第 750 号・平成 8 年 1 月 16 日滋児第 32 号）

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行し平成 7 年度の予算より支出する補助金等から適用する。

付 則

（平成 8 年 6 月 3 日滋児第 949 号・平成 8 年 8 月 26 日滋児第 1342 号・平成 8 年 11 月 13 日滋児第 1728 号）

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行し平成 8 年度の予算より支出する補助金等から適用する。

付 則（平成 9 年 7 月 2 日滋児第 1019 号）

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し平成 9 年度の予算より支出する補助金等から適用する。

付 則（平成 11 年 1 月 12 日滋児第 40 号）

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行し平成 10 年度の予算より支出する補助金等から適用する。

付 則（平成 11 年 3 月 25 日滋児第 439 号）

この要綱は、平成 10 年 12 月 11 日から施行し平成 10 年度の予算より支出する補助金等から適用する。

付 則（平成 12 年 2 月 24 日滋児第 261 号）

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行し平成 11 年度の予算より支出する補助金等から適用する。

付 則（平成 13 年 2 月 21 日滋児第 210 号）

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し平成 12 年度の予算より支出する補助金等から適用する。

付 則（平成 14 年 3 月 29 日滋児第 380 号）

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し平成 13 年度の予算より支出する補助金等から適用する。

付 則（平成 14 年 5 月 31 日滋児第 1165 号）

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し平成 14 年度の予算より支出する補助金等から適用する。

付 則（平成 15 年 5 月 9 日滋児第 885 号・平成 15 年 9 月 26 日滋児第 1673 号）

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し平成 15 年度の予算より支出する補助金等から適用する。

付 則（平成 16 年 12 月 13 日滋児第 1744 号）

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し平成 16 年度の予算より支出する補助金等から適用する。

付 則（平成 17 年 4 月 1 日滋子第 1132 号）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し平成 17 年度の予算より支出する補助金等から適用する。

ただし、交付基準において対象施設が保育所であるものについては、平成 16 年度からの継続事業についてのみ対象とする。

付 則（平成 18 年 4 月 1 日滋子第 877 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し平成 18 年度の予算より支出する補助金から適用する。

付 則（平成 19 年 4 月 1 日滋子青第 494 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し平成 19 年度の予算より支出する補助金から適用する。

付 則（平成 20 年 4 月 1 日滋子青第 845 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し平成 20 年度の予算より支出する補助金から適用する。

付 則（平成 21 年 4 月 3 日滋子青第 711 号）

この要綱は、平成 21 年 4 月 3 日から施行し平成 21 年度の予算より支出する補助金から適用する。

付 則（平成 22 年 4 月 1 日滋子青第 1094 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し平成 22 年度の予算より支出する補助金から適用する。

付 則（平成 24 年 5 月 10 日滋子青第 960 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し平成 24 年度の予算より支出する補助金から適用する。

付 則（平成 25 年 5 月 31 日滋子青第 1131 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し平成 25 年度の予算より支出する補助金から適用する。

付 則（平成 26 年 4 月 1 日滋子青第 1172 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し平成 26 年度の予算より支出する補助金から適用する。

付 則（平成 27 年 7 月 13 日滋子青第 1977 号）

この要綱は、平成 27 年 7 月 13 日から施行し平成 27 年度の予算から支出する補助金から適用する。

付 則（平成 28 年 6 月 20 日滋子青第 1621 号）

この要綱は、平成 28 年 6 月 20 日から施行し平成 28 年度の予算から支出する補助金から適用する。

付 則（平成 28 年 10 月 31 日滋子青第 2351 号）

この要綱は、平成 28 年 10 月 31 日から施行し平成 28 年度の予算から支出する補助金から適用する。

付 則（平成 29 年 10 月 6 日滋子青第 2233 号）

この要綱は、平成 29 年 10 月 6 日から施行し平成 29 年度の予算から支出する補助金から適用する。

付 則（平成 30 年 6 月 29 日滋子青第 1781 号）

この要綱は、平成 30 年 6 月 29 日から施行し平成 30 年度の予算から支出する補助金から適用する。

滋賀県放課後児童クラブ整備費補助金算定基準

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
放課後児童クラブ (1 支援 単位あたり)	創設 および 改築	本体 工事費	26,562千円 ただし、平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて(以下「通知」という。)の第1による、放課後子ども総合プラン(平成26年7月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知)に基づく学校敷地内等における創設または改築を行う場合(以下「放課後子ども総合プランによる場合」という)」53,124千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設および改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費または工事請負費および工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監理料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)ならびに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業および既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合に限る。)	市町が整備を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブを整備する場合) 国 1/3 (2/3) 県 1/3 (1/6) 市町 1/3 (1/6) 市町が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブを整備する場合) 国 2/9 (1/2) 県 2/9 (1/8) 市町 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)
		賃借料加算	6,283千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	
		特殊附帯 工事費	15,985千円	特殊付帯工事に必要な工事費または工事請負費	
		解体撤去 工事費および仮設施設 整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 1,410千円	解体撤去に必要な工事費または工事請負費および仮設施設整備に必要な賃借料、工事費または工事請負費	
			2 改築に際して仮設施設を整備する場合 2,098千円		
			3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合または仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により知事が必要と認めた額とする。		
	拡張	本体 工事費	知事が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費	
		賃借料加算	6,283千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)	
		特殊附帯 工事費	15,985千円	特殊付帯工事に必要な工事費または工事請負費	
	大規模修繕	本体 工事費	通知の第4の2により知事が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費または工事請負費および工事事務費	
		特殊附帯 工事費	15,985千円	特殊付帯工事に必要な工事費または工事請負費	
		仮設施設整備 工事費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の2により知事が必要と認めた額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費または工事請負費	

滋賀県放課後児童クラブ整備費補助金算定基準
(第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種 目	4 基 準 額	5 対 象 経 費	6 負 担 割 合
放課後児童クラブ (1支援 単位あたり)	創設 および 改築	本体 工事費	29,218千円 ただし、放課後子ども総合プランによる場合 58,436千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設および改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費または工事請負費および工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監理料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)ならびに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業および既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合に限る。)	市町が整備を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブを整備する場合) 国 1/3 (2/3) 県 1/3 (1/6) 市町 1/3 (1/6) 市町が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブを整備する場合) 国 2/9 (1/2) 県 2/9 (1/8) 市町 2/9 (1/8) 設置者 1/3 (1/4)
		賃借料加算	6,911千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	
		特殊付帯 工事費	17,584円	特殊付帯工事に必要な工事費または工事請負費	
		解体撤去 工事費および仮施設 整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 1,551千円 2 改築に際して仮施設を整備する場合 2,308千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合または仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により知事が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費または工事請負費および仮施設整備に必要な賃借料、工事費または工事請負費	
	拡張	本体 工事費	知事が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費	
		賃借料加算	6,911千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)	
		特殊付帯 工事費	17,584千円	特殊付帯工事に必要な工事費または工事請負費	

様式第1号

＜発番＞
年 月 日

滋賀県知事 様

市 町 長 印

平成 年度滋賀県放課後児童クラブ整備費補助金の交付申請について

標記について、次により県費補助金を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請額 金 円

2 申請額算出内訳 別紙（1）のとおり

3 事業計画 別紙（2）のとおり

市町が、社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う事業については、設置主体から市町へ提出された申請書の事業計画の副本（別紙（2）の様式を準用すること）を添付すること。

（添付書類）

- （1） 市町および設置主体の歳入歳出予算（見込）書抄本
- （2） その他参考となる資料

平成 年度滋賀県放課後児童クラブ整備費補助金所要額内訳表

市町名 _____

放課後児童クラブ名	県費補助金所要額
合計	

別紙（２）

事業計画

1 整備対象放課後児童クラブの概要

- (1) 放課後児童クラブの名称
- (2) 所在地
- (3) 事業の目的および効果
- (4) 放課後児童クラブの設置主体および経営主体
- (5) 利用（1日当たり予定）人員 _____人

2. 補助金に係る事業計画

(1) 放課後児童クラブの規模および構造

ア 敷地面積 _____m²

イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

ウ 整備の区分

（創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮施設整備の別）

（加算の有無）有の場合：加算の名称を記載

（解体整備撤去の有無）

（仮施設整備の有無）

（特殊附帯工事の有無）

（初度設備の有無）

エ 建物の面積 建築面積 _____m²、延べ床面積 _____m²

オ 建物の構造（_____造）

(注) 1 各室ごとに室名、用途および面積を明らかにした表を添付すること。（複合施設の場合は、施設全体の面積および各施設ごとの面積を明らかにしたものであること。）

2 配置図および各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア 工事費	_____円（1 m ² 当たり _____円）
イ 工事事務費	_____円
ウ ○ ○ 加算	_____円
エ（小計）	_____円
オ その他の工事費	_____円

カ 解体整備撤去・仮施設設置整備費 _____円
 キ 特殊附帯工事費 _____円
 ク 合 計 _____円

初度設備の内容

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的および 必要理由
			円	円	
計					

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア 国交付金 _____円
 イ 県費補助金 _____円
 ウ 市町補助金 _____円
 エ 設置者負担金 _____円
 (内訳) 一般財源 _____円
 地方債 _____円
 寄付金 _____円
 オ 合 計 _____円

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別
 イ 内 示 年 月 日
 ウ 契 約 年 月 日
 エ 着 工 年 月 日
 オ 完 成 年 月 日
 カ 事業開始年月日

(5) 平成※※年※※月※※日番号「内閣府所管特別会計交付金に係る財産処分に
 係る財産処分について」の別添※に規定する抵当権の有無
 有 ・ 無

(6) その他参考事項

平成 年度滋賀県放課後児童クラブ整備費補助金による工事進ちょく状況報告

市町名

放課後児童クラブ名	設置主体	県費補助額 A 円	12月末日の 出来高 B %	3月末日まで の出来高見込 C %	繰越見込高 D (100-C) %	繰越見込額 E (A×D) 円	備 考
合計							

様式第4号

<番号>

年 月 日

滋賀県知事 様

市 町 長 印

平成 年度滋賀県放課後児童クラブ整備費補助金の事業実績報告について

平成 年（ 年） 月 日付け<発番>で交付決定を受けた平成 年度滋賀県放課後児童クラブ整備費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告します。

1 精算額 金 円

2 精算額算出内訳 別紙（1）のとおり

3 事業実績報告書 別紙（2）のとおり

市町が、社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う事業については、設置主体から市町へ提出された報告書の事業計画の副本（別紙（2）の様式を準用すること）を添付すること。

（添付資料）

- （1） 市町および設置主体の当該年度の歳入歳出決算書（見込書）抄本
- （2） その他参考となる資料

平成 年度滋賀県放課後児童クラブ整備費補助金所要額内訳表

市町名 _____

放課後児童クラブ名	県費補助金所要額
合計	

別紙（２）

事業実績報告書

1 整備対象放課後児童クラブの概要

- (1) 放課後児童クラブの名称
- (2) 所在地
- (3) 事業の目的および効果
- (4) 放課後児童クラブの設置主体および経営主体
- (5) 利用（１日当たり）人員 _____人

2 補助金に係る事業内容

(1) 放課後児童クラブの規模および構造

- ア 敷地面積 _____m²
- イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収地の別）
- ウ 整備の区分
(創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮施設整備の別)
(加算の有無) 有の場合：加算の名称を記載
(解体整備撤去の有無)
(仮施設整備の有無)
(特殊附帯工事の有無)
(初度設備の有無)
- エ 建物の面積 建築面積 _____m²、延べ床面積 _____m²
- オ 建物の構造 (_____造)

(2) 支出済事業費総額

- ア 工事費 _____円
(1 m²当たり _____円)
- イ 工事事務費 _____円
- ウ ○ ○ 加算 _____円
- エ (小計) _____円
- オ その他の工事費 _____円
- カ 解体整備撤去・仮施設整備費 _____円
- キ 特殊附帯工事費 _____円
- ク 合計 _____円

初度設備の内容

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的および 必要理由
			円	円	
計					

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 内示年月日
- ウ 契約年月日
- エ 着工年月日
- オ 完成年月日
- カ 事業開始年月日

(4) 平成※※年※※月※※日番号「内閣府所管特別会計交付金に係る財産処分に係る財産処分について」の別添※に規定する抵当権の有無

(有 ・ 無)

(5) その他参考事項

- 1 請負の場合は、工事請負契約書の写し
直営の場合は、支払領収書の写し
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写し
(建築基準法第7条第3項または第18条第7項の規定による検査済証)
- 3 各室ごとに室名、用途および面積を明らかにした表
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)および立面図
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 契約書(または請書)の写し
- 7 検収調書(またはそれに代わるもの)の写し

様式第5号

<発番>

年 月 日

滋賀県知事 様

市 町 長 印

県費補助事業にかかる財産処分申請について

このことについて、別添のとおり承認申請いたします。

財 産 処 分 申 請 書

1. 施 設 の 種 別
2. 施 設 名
3. 施 設 の 所 在 地
4. 設 置 ・ 経 営 主 体
5. 定 員
6. 従 来 の 県 費 補 助 額

年 度
県 費 補 助 額 円
(総 事 業 費 円)

7. 財 産 の 構 造 お よ び 規 模

造 棟
建 築 面 積 m²
延 べ 床 面 積 m²

8. 財 産 処 分 の 理 由
(具 体 的 に 記 載 の 事 項)
9. 財 産 処 分 の 方 法
10. 残 余 財 産 の 措 置
11. そ の 他 参 考 事 項

(添 付 書 類)

- ア 配 置 図
- イ 平 面 図
- ウ 評 価 調 書

様式第6号

<番号>

年 月 日

滋賀県知事 様

市 町 長 印

平成 年度消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け<発番>により交付決定のあった平成 年度滋賀県放課後児童クラブ整備費補助金について、平成 年度滋賀県放課後児童クラブ整備費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 滋賀県補助金等交付規則第13条に基づく額の確定額または事業実績報告額
金 円
- 2 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（要県費補助金等返還相当額）
金 円

(注) 別添参考となる書類（2の金額の積算内訳等）

滋賀県放課後児童クラブ整備費補助金申請額算出内訳

(整備区分:創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮施設整備)

(放課後児童クラブの名称)

区 分	総 事 業 費 A 円	対象経費の 実支出 (予定)額 B 円	寄 付 金 その他の 収 入 C 円	差引額 (A-C) D 円	算定基準 による 算 定 額 E 円	選 定 額 F 円	県費補助金 基 準 額 G 円	県費補助金 所 要 額 H 円
工 事 費								
工 事 事 務 費								
○ ○ 加 算								
○ ○ 加 算								
解体鉄橋・仮施設整備費								
特 殊 付 帯 工 事								
(小 計)								
そ の 他 の 工 事 費								
合 計								

- (注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。
 2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 3 F欄には、各区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 (工事費のE欄の金額は、工事費および工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)
 4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 H欄には、G欄の金額に所定の県費補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
 6 ○○加算欄には、各種加算の適用がある場合に、当該加算について記載すること。

滋賀県放課後児童クラブ整備費補助金精算額内訳

(整備区分:創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮施設整備)

(放課後児童クラブの名称)

区 分	支出済 総事業費	対象経費の 実支出額	寄 付 金 その他の 収 入	差引額 (A-C)	算定基準 による 算 定 額	選 定 額	県費補助金 基 準 額	県費補助金 所 要 額	県費補助金 交付決定額	県費補助金 受入済額	差引過△ 不足額 (H-J)
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円	K 円
工 事 費											
工 事 事 務 費											
〇 〇 加 算											
〇 〇 加 算											
解体鉄橋・仮施設整備費											
特 殊 付 帯 工 事											
(小 計)											
そ の 他 の 工 事 費											
合 計											

(注) 1 初度設備費については、工事費に含めて記入すること。

2 工事事務費のB欄には、A欄の金額と工事費のB欄の金額の2.6%に相当する金額を比較して少ない方の金額を記入すること。

3 F欄には、各区分毎にB欄とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。

(工事費のE欄の金額は、工事費および工事事務費のB欄の金額の合算額と比較すること。)

4 G欄には、D欄とF欄の金額を比較して少ない方の金額を記入すること。

5 H欄には、G欄の金額に所定の県費補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

6 〇〇加算欄には、各種加算の適用がある場合に、当該加算について記載すること。

